

資料3 防除実施計画書の記載例

記載例

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画書

平成 年 月

## 目 次

1	計画策定の背景と目的	.....
2	特定外来生物の種類	.....
3	防除を行う区域	.....
4	防除を行う期間	.....
5	現状	.....
	( 1 ) 生息状況	.....
	( 2 ) 被害状況	.....
	( 3 ) 捕獲状況	.....
6	防除の目標	.....
7	防除の方法	.....
	( 1 ) 捕獲及び処分	.....
	( 2 ) 捕獲の記録及び情報提供	.....
	( 3 ) モニタリング	.....
	( 4 ) 被害発生の防止措置	.....
8	合意形成の経緯	.....
	( 1 ) 防除実施協議会の開催	.....
	( 2 ) 防除実施に係る地域説明会・講習会の開催	.....
	( 3 ) 土地所有者・施設管理者との調整	.....
9	普及啓発	.....
	様式類	.....

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) ニートリア

ニートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、戦前・戦後（～1950年頃）に防寒用の毛皮採取を目的として日本に輸入され飼育が行なわれました。しかし、毛皮需要の減少とともに、その一部が野外に放逐されるなどにより野生化して、主に西日本を中心に生息域が拡大し、農作物や生態系に被害を及ぼしています。

ニートリアは、17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、飼育等も原則禁止され、野生化にも歯止めがかけられています。

本市町村では、平成 年頃から生息が確認されていましたが、個体数・生息範囲が拡大し、特に水稻など農作物への被害が増加しています。

ニートリアは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」と表記します。）に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等市町村民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

### (2) アライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりまし。こうして野生化したアライグマは、全国的に深刻な農業被害や生態系被害・生活環境被害が発生しつつあります。

アライグマは、17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

本市町村では、平成 年頃から生息が確認されていましたが、その後、生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると推測されます。（本市町村では、まだ生息が確認されていませんが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがあります。）

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されています。

アライグマは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」と表記します。)に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等市町村民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

「平成 年頃」には、確認がなされた年を記入します。

## 2 特定外来生物の種類

- (1) ニートリア (学名: ミュオカストル・コイプス)
- (2) アライグマ (学名: プロキュオン・ロトル)

## 3 防除を行う区域

市町村全域

区域図(資料1)をつけます。

## 4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から平成23年3月31日まで

防除の告示の期間に合わせたものです。

## 5 現状

### (1) 生息状況

ア ニートリア

イ アライグマ

### (2) 被害状況

ア ニートリア

イ アライグマ

### (3) 捕獲状況

ア ニートリア

イ アライグマ

- ・市町村が把握している情報から生息状況等を記載します。(県の指針を参照)
- ・必要に応じ、(1)から(3)の状況を示した図・表を付けます。

## 6 防除の目標

### (1) ヌートリア

#### ア 生息範囲が狭く被害が未確認、又は軽微な市町村(地域)

本市町村においては、ヌートリアの生息が拡大しつつあると考えられるため、地域からの完全排除を目標とします。

#### イ 生息範囲が広範囲で被害が甚大な市町村(地域)

本市町村においては、生息頭数や生息範囲が拡大しており、短期間での排除は困難であると考えられることから、「個体数・生息範囲の大幅な減少、被害の大幅な低減」を当面の目標とします。

なお、生息頭数が減少あるいは生息範囲が縮小した地区から、完全排除を目標として徹底捕獲を進めます。

ヌートリアの目標については、市町村の状況に合わせて、目標を設定してください。

### (2) アライグマ

本市町村においては、アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあると考えられるため、地域からの完全排除を目標とします。(本市町村においては、アライグマの生息が確認されていないが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがあるため、その監視と予防的防除とともに、侵入後における迅速な地域からの完全排除を目標とします。)

## 7 防除の方法

### (1) 捕獲及び処分

#### ア 捕獲する区域及び期間

捕獲は、生息する可能性のある地域において、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地域ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域(重点捕獲地域)を設定して行うこととします。

なお、効果的に個体数を減少させるため、必要に応じて繁殖期前などに重点捕獲期間を設定して行うこととします。

#### イ 捕獲方法

ヌートリア・アライグマの生息環境、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」による捕獲とします。

なお、捕獲に使用する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除である旨を記載した市町村発行の標識(金属製又はプラスチック製)に、捕獲従事者の住所、

氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し、1基ごとに装着することとします。「箱わな」及び市町村発行の「標識」の仕様等は、別添（資料2）のとおりです。

（また、「箱わな」による捕獲の補完手段として、捕獲効率及び錯誤捕獲・捕獲事故の防止等の点から「アライグマ エッグトラップ」を必要に応じて使用します。この場合においても、「箱わな」と同様に必要事項を記載した標識を1基ごとに装着することとします。）

- ・使用する「箱わな」の標準的な規格、及びこれに装着する標識の様式が解る図（資料2）を付けます。（「アライグマ エッグトラップ」も同様）
- ・標識は、見やすいものになるよう、文字のサイズを大きくします。  
（参考）例えば、一文字のサイズが縦横1cm（mm）以上とします。

## ウ 捕獲体制

### （ア）地区ごとの捕獲体制づくり

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地区ごとに地域の実情に精通した狩猟免許保持者を構成員として含む捕獲体制を整備します。

#### 地区ごとの捕獲従事者の構成

ヌートリア・アライグマの捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許（わな免許）を有する者とします。

ただし、狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市町村、鳥取県猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとします。

- ・適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者とは、これに係る市町村や県などが実施する講習会等を受講した者のことです。
- ・この講習等を受講した被害農家等が捕獲に従事する場合、その者は、施設賠償責任保険に加入することなどについて必要に応じ記載します（ただし、市町村等が損害賠償の責任を負う場合は不要）。

### （イ）捕獲従事者台帳の整備等

本市町村から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式1）を整備します。

台帳は、種ごとに整備してください。

## エ 捕獲に係る留意事項

本市町村及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

### (ア) 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・ 箱わなに使用する餌は、ヌートリア・アライグマを可能な限り選択的に捕獲し得る餌を選定するものとします。
- ・ 捕獲に当たっては、防除対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がないよう配慮するものとします。
- ・ 箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

### (イ) 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市町村が発行する「捕獲従事者証」(様式2)を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無いかなど周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・ 寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したヌートリア・アライグマの取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・ 使用後の箱わなは、洗浄、パーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。

### (ウ) その他

- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・ 鳥獣保護法第12条第1項又は第2号で禁止又は制限された捕獲は行わな

いこととします。

## オ 捕獲個体の処分

### (ア) 処分方法

捕獲したヌートリア・アライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分し、焼却、埋設等適切に処理します。

#### (参考)

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

### (イ) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができることとします。

### (ウ) 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分します。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市町村のゴミ処理場等で処分することとし、やむを得ず埋設する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

## (2) 捕獲の記録及び情報提供

捕獲従事者は、「捕獲記録票」(様式3)を作成し、本市町村 課に提出するものとします。

なお同課は、隣接市町村を含む広域的な対策に資するため、本票もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県総合事務所( 局 課)に情報提供します。

- ・捕獲記録票は種ごとに作成します。
- ・「 課」には、計画作成担当課を記入します。

### (3) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させることとします。

新たに生息が確認された場合、個体数・分布が拡大する前の早期捕獲が重要であることから、早期発見・早期対処のための監視等に努めます。

このため、地域住民・捕獲従事者・狩猟者・道路管理者等から収集したヌートリア・アライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を「目撃情報等とりまとめ表」(様式4)に記録します。

なお、隣接市町村を含む広域の情報共有を図るため、本表もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県総合事務所に情報提供します。

・目撃情報等とりまとめ表は種ごとに作成します。
-------------------------

### (4) 被害発生防止措置

自治会や農業団体等地域ぐるみで、ヌートリア・アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、地域住民等の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

#### ア 被害の予防措置(誘引条件の排除)

市町村民等は、ヌートリア・アライグマを誘引しないように、次のことに留意します。

##### ヌートリア

- ・特に水辺に近い農地で、農作物の未収穫物、残さ、生ゴミ等を放置しない。
- ・生息する水辺の草地の刈り払いを行う。

##### アライグマ

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

#### イ 侵入の防止措置

##### ヌートリア

- ・農地(水辺周辺)への侵入を防ぐため、水辺と農地の間にトタン・ワイヤーメッシュ(目の細かいもの)又はこれと電気柵を上下に組み合わせた複合柵などの侵入防止柵を設置する。
- ・ヌートリアが生息する水辺の農地では、本種が好まないネギ・ニラ・ピーマ

ン等の低嗜好性作物の栽培も検討する。

アライグマ

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。

人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたくなどにより追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。

- ・農地等への侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュ柵などの物理柵と電気柵を組み合わせた複合柵である「とっとり式獣類侵入防止柵“シシ垣くん(猪・熊タイプ)”」など効果的な柵を設置する。

シシ垣くん(猪・熊タイプ): ワイヤーメッシュ柵など防護柵の上部に、塩ビ管など着脱自在な絶縁性の支柱を取り付け、この支柱にダブルクリップなど簡易に接続可能な導電性の碍子を用いて電気線を配線した柵

## 8 合意形成の経緯

### (1) 防除実施協議会の開催

市町村は、有識者、農業関係団体、自然環境保全団体(専門家)、狩猟団体、市町村の代表者等で構成される「市町村ヌートリア(アライグマ)防除実施協議会」(市町村鳥獣被害対策協議会)を設置し、防除の目的、方法等の確認、役割分担に係る調整等を行っています。協議会の構成、規約、開催状況等の関連資料は別添(資料3)のとおりです。

### (2) 防除実施に係る地域説明会・講習会の開催

防除実施に係る地域説明会・講習会の開催状況は別添(資料4)のとおりです。

### (3) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う区域の土地所有者、施設(河川、水路等土地改良施設、緑地等)の管理者に対しては、防除実施内容に係る周知を図ります。

なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得られるようにします。

## 9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

また、地域住民等から目撃等の情報提供を広く求めるとともに、防除の実施状況やモニタリングの結果を地域住民等に情報提供し、さらに効果的な防除計画の推進に資するものとします。

なお、捕獲従事者以外の者(鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う者、及び狩猟により捕獲を行う者を除く。)がヌートリア・アライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知

を図るものとします。

- 資料1 市町村 ノートリア・アライグマ防除実施計画区域図  
市町村区域図に、地域区分を掲載する。(7の(1)のウの(ア)に関連)
- 資料2 使用する「箱わな」、「アライグマ エッグトラップ」及びこれに装着する標識
- 資料3 市町村 ノートリア・アライグマ防除実施協議会の規約等
- 資料4 防除実施に係る地域説明会・講習会の開催状況  
防除地区・開催場所・開催日・参加者数などを表にする。

**(参考) 普及啓発のポイント** ~ アライグマの場合 ~

**1 アライグマ問題の発生**

アライグマは、愛玩動物として日本に大量に輸入され販売されました。

しかし、犬のように古代から長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難なため、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したものです。

今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果とも言えます。

しかし、アライグマを捕獲するのはかわいそうというだけで問題は解決しません。

現状はアライグマによって農業被害や生活被害などに悩む地域住民があり、捕食されてしまう多くの在来種や駆逐されてしまうタヌキなどがいます。

人間に責任があるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、みんなで解決へ向け努力する必要があります。

**2 アライグマ問題に対する私たちの責務**

既に野生化しているアライグマは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づき積極的に防除を進めていく必要があります。

できる限り早期に排除することが、処分されるアライグマの数が少なく済み、費用・労力もが軽減できます。

外来生物被害予防 3 原則の「入れない・捨てない・拡げない」を守り、多様な在来種が棲む地域本来の自然環境を守り育てていくことが大切です。

ペットにする目的で、アライグマ(特定外来生物)を飼育することは、外来生物法で禁止されています。

飼育だけでなく、運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなども原則禁止です。

(外来生物法の罰則)

個人の場合 : 最高で、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金

法人の場合 : 最高で、1億円以下の罰金

様式 1

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

猟友会員、農業者、地域住民、  
その他( )を記載します。

番号	捕獲を行うエリア	従事者氏名	従事者住所	区分	狩猟免許及び狩猟者登録		
					番号	交付年月日	交付機関名
1	市町村 地区		市町村 1番地	猟友会員	- 第 号	H . .	鳥取県
					- 第 号	H . .	"
			市町村 2番地	農業者	講習	H . .	市町村
			市町村 3番地	"	講習	H . .	市町村

上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号を記入します。

免許を有しない従事者の場合は、講習を受けた年月日と講習実施機関を記入します。

様式2 市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証

19第 号

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく  
捕獲従事者証

市町村長 印

住 所	市町村 1番地
氏 名	
目 的	ヌートリア（アライグマ）の捕獲
捕獲区域	市町村 地区
捕獲期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
捕獲方法	「箱わな」による捕獲
備 考	

様式 3

市町村ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づくヌートリア（アライグマ）捕獲記録票

捕獲場所		捕獲年月日	番号	捕獲個体の情報（個体ごとに記載）	特記事項 （使用した餌など）
所在地	地目等				
		平成 年 月 日	1	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			2	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			3	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			4	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			5	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			6	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			7	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			8	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			9	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	
			10	（頭胴長） c m （性別） 牝・♂・不明	

- 依頼事項
- 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入してください。  
「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。
  - 捕獲個体の頭胴長（頭先の先から尻までの長さ（シッポは除く））を記入してください。  
（捕獲奨励金に係る確認とあわせて、メジャーを当てた写真を撮るなどの工夫を検討ください。）
  - 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。  
また、捕獲用具として アライグマ エッグトラップ を使用した場合は、この欄に記入してください。

様式 4

市町村ヌートリア（アライグマ）目撃情報等とりまとめ表

番号	目撃等の日時 (情報入手日)	区分 (印)	頭数 (頭)	場 所		目撃等の状況メモ	被害の有無 (有の場合は内容)	備 考 (捕獲の根拠: 印)
				所在地	地目等			
1	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						防除実施計画・ 有害捕獲・狩猟
2	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						
3	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						
4	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						
5	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						

捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入する。

「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入する。

目撃には、ロードキル(動物が道路上で車に轢かれること)を含む。

地図(市町村の管内図等)に、目撃又は捕獲位置を本表の番号で記入する。

(参考) 各様式について

様式1 捕獲従事者台帳

市町村が整備する台帳で、捕獲のエリアごとに従事者氏名、狩猟免許番号等を記載するものです。

様式2 捕獲従事者証

捕獲従事者に交付する従事者証で、従事者ごとに作成します。

捕獲従事者は、捕獲期間終了後、2週間以内に発行市町村に返納します。

様式3 ノートリア・アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者が記載する捕獲の記録で、捕獲後、市町村に随時提出するものです。

また市町村は、四半期ごとにまとめたものを県総合事務所( 局 課)に情報提供します。

様式4 ノートリア・アライグマ目撃情報等とりまとめ表

市町村民や捕獲者等からの情報提供・報告に基づき、市町村が作成するとりまとめ表です。

また、四半期ごとにまとめたものを県総合事務所( 局 課)に情報提供します。

## 資料4 防除に係る支援措置

### 1 鳥獣被害総合対策事業（単県）

ヌートリア・アライグマ防除関連のみ抜粋

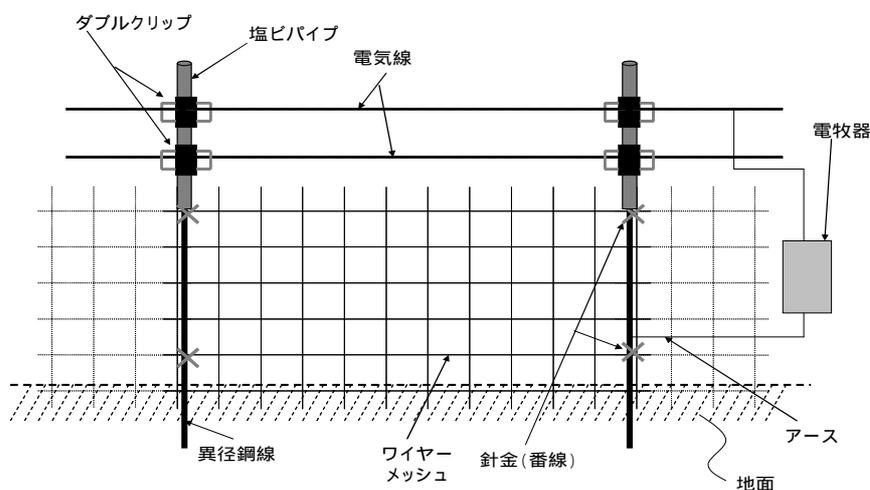
区分	事業内容	摘要
対象	侵入を防ぐ	有害鳥獣の侵入防止に係る施設の購入経費 当該施設に使用する資材を含む。 設置に係る人件費を除く。
	侵入防止柵設置等に係る作業の支援受入れ	柵の設置・補修等の作業に係るボランティアの支援受入れに要する経費 交通費、食糧費、保険料等
事業	捕獲用具等の設置（箱わな等）	有害鳥獣の捕獲に係る用具等の購入経費 当該施設に使用する資材を含む。
	有害鳥獣の捕獲	捕獲班員の人件費 捕獲用具・施設の維持管理を含む。
	捕獲班員の育成支援	捕獲班員を育成確保するための狩猟免許の新規取得及び狩猟者登録に要する経費 狩猟税・登録手数料を除く。
	捕獲奨励金の交付 事業主体は市町村	ヌートリア：1頭当たり上限額 3千円 アライグマ： " 1万円
事業主体	市町村 農協等（農業協同組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、その他農業者等で組織する団体、認定農業者）	
補助率	市町村が事業主体の場合 （県）1/2 （市町村の負担）1/2 農協等が事業主体の場合 （県）1/3 （市町村）1/3 （農協等の負担）1/3	

### 2 鳥獣害防止総合対策事業（国庫）

ヌートリア・アライグマ防除関連のみ抜粋

区分	事業内容	摘要
ソフト事業	箱わな等の捕獲器材の導入、 狩猟免許講習会への参加など	1市町村当たり200万円を上限
ハード事業	侵入防止柵設置等の被害防止 施設の整備	受益農家が3戸以上であること 1件当たりの取得価格が50万円 以上であること
事業主体	地域協議会（市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成）	
交付率	ソフト事業 （国）定額 ハード事業 （国）1/2	

(参考) アライグマ侵入防止柵「シシ垣くん(猪・熊タイプ)」



シシ垣くんの構造(猪・熊タイプ)



シシ垣くんの設置例(猪・熊タイプ)

【柵設置上の留意事項等】

- ・アライグマはよじ登れるので、金網やワイヤーメッシュ等だけでは効果がない。
- ・「シシ垣くん」の場合、ワイヤーメッシュ柵等の上部に電気柵を設置するため、アライグマの侵入を防止できる。また、電気線が上部に位置するため、草が電気線に触れる可能性が低くなり、草刈りを省力化できる。
- ・アライグマは小さな隙間からも侵入できるので、金網やワイヤーメッシュは、目合いが狭いもの(5~7.5cm以下)を選択する。  
目合いの大きなワイヤーメッシュ(15cmや10cmのもの)は2枚をずらして重ねることで、アライグマのすり抜けを防ぐことができる。
- ・電気線の配線間隔は、狭く設定する(5~7.5cm程度)。
- ・アライグマは木やワイヤー等を伝って柵の中に侵入する可能性があるため、柵の近くにある樹木やワイヤー等は除去する必要がある。